

3 評価結果の公表

(1) 公表の内容

評価結果は、「福祉サービス第三者評価情報公表要領」（以下「公表要領」という。）により、評価を実施した評価機関、評価者の情報と併せて公表します。

各情報は、機構が評価機関から収集し、「とうきょう福祉ナビゲーション（通称：福ナビ）」（<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>）により、インターネットを介して公表します。評価結果は、評価結果の概略をまとめたダイジェスト画面と各項目の詳細画面により公表します。詳細は、公表要領のとおりです。（P.234 参照）

また、「福ナビ」には、事業者の方が記入、更新できる「事業者のコメント」欄があり、評価結果に対する意見や感想、評価を実施した後の改善経過などを公表することができます。

公表の同意について

評価機関は、実施した評価結果を事業者にフィードバックし、その内容で、公表することについての同意の有無を確認します。評価結果は公表に同意していただくことを前提としています。しかし、事業者が望まない場合は、全部あるいは一部の公表について不同意とすることができます。

公表不同意の場合、「福ナビ」上では、評価を実施したことが表示された上で、**「この評価結果は、事業者の同意が得られなかったため、公開されていません」**とのメッセージが表示されます。

(2) 公表に関する注意点

① 評価結果報告書の記載内容

公共のホームページに掲載することがふさわしくない内容、公表することにより事業者および現在その事業者を利用している利用者に著しく悪い影響が出る恐れがある内容などが、評価結果報告書に見受けられた場合には、機構は評価機関に連絡し、同意の状況を確認するなどの対応を行ったうえで、修正を求めることがあります。状況により「福ナビ」への公表を一時保留し、機構による調査や委員会による審議を行います。

② 利用者調査結果について

ア 各設問の回答者数の合計が3未満の場合

各設問の回答者数の合計が3未満の場合については、個人情報保護の観点から公表しません（公表要領第2条第1項）。評価機関は、回答結果等の実態をそのまま評価結果報告書に記述し、機構へ提出します（データの加工については機構で行います）。公表画面上では、当該項目の回答数欄がゼロ表示となり、項目のコメント欄は空欄で表示されることを事業者に伝えておく必要があります。

イ 場面観察方式の調査結果

以下の場合のみ公表します。

- ・ 場面観察方式を必ず実施することとなっているサービス種別の場合（P.253～254 参照）
- ・ 入所系サービスにおいて、アンケート方式・聞き取り方式の有効回答者数が3未満のため場面観察方式を実施した場合「場面観察方式の調査結果」は公表しますが、アンケート方式・聞き取り方式の調査結果は個人情報保護の観点から公表しません。

なお、アンケート方式・聞き取り方式の有効回答数が3以上の場合に「場面観察方式の調査結果」欄に記入してもその内容は公表しません。